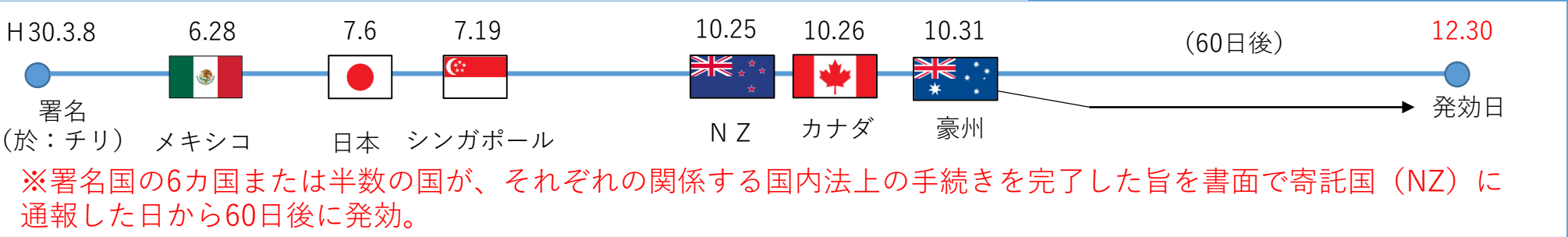


## 1. TPP11協定

### (1) 発効日

- 平成30年12月30日（日）午前0時
- 輸入加糖調製品（20ライン）の機構売買は、12月30日以降に輸入申告を行うものの全て（全世界）が対象（関税割当及び関税削減対象を除く）となります。

### (2) 寄託国（NZ）への国内法上の手続完了の通報状況



署名国	日本	
	豪州	
	ブルネイ	
	カナダ	
	チリ	
	マレーシア	
	メキシコ	
	ニュージーランド	
	ペルー	
	シンガポール	
ベトナム		

### (3) 効力発生（協定書抜粋）

第3条 効力発生

- この協定は、この協定の署名国のうち少なくとも六又は少なくとも半数のいずれか少ない方の国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後六十日で効力を生ずる。
- この協定は、1の規定に従ってこの協定が自国について効力を生じていないこの協定の署名国については、当該署名国が自国の関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後六十日で効力を生ずる。

### (4) タリフのステージング

- タリフ（譲許表）のステージングについては、日本は会計年度（4月1日～翌年3月31日）で、日本以外は暦年（1月1日～12月31日）と異なります。
- 日本 1年目：平成30年12月30日～平成31年 3月31日、 2年目：平成31年4月 1日～平成32年3月31日
- 日本以外 1年目：平成30年12月30日～平成30年12月31日、 2年目：平成31年1月 1日～平成31年12月31日

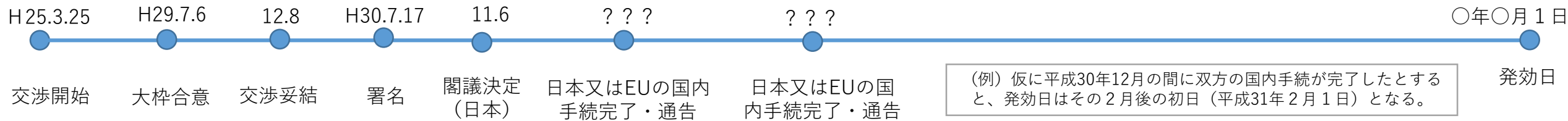
## 2. 日EU・EPA



### (1) 意義

- 本協定は、アベノミクスの成長戦略の重要な柱。（総理施政方針演説等）
- 本協定は、自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデル。（国有企業、知的財産、規制協力等）
- 交渉妥結は、日EUが引き続き自由貿易の牽引役として世界に範を示し続けるとの力強いメッセージ。

### (2) 経緯



※日本とEUがそれぞれの関係する国内法上の手続きを完了した旨を書面で互いに通告した日の属する月から2ヶ月後の初日に発効する。

### (3) 効力発生（協定書抜粋）

#### 第23・3条 効力発生

この協定は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生のためのそれぞれの関係する国内法上の要件及び手続について、当該要件を満たしたこと及び当該手続が完了したことを両締約国が相互に通告する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。両締約国は、その通告を欧州連合と日本国政府との間の外交上の公文の交換を通じて行う。

### (4) TPP11協定と日EU・EPAにおける機構売買対象品目の相違点

- ココア調製品において、加糖ココア粉（1806.10-100）を除く、4ライン（H1806.20-111 1806.20-190 1806.32-211 1806.90-211）については、TPP11協定と日EU・EPAで適用される協定税率が異なります。